

【品質性能概要書】〈評価基準〉 1/2

項 目	評 価 基 準	事由
機 材	各機材の製造者型番、自社製・製造委託・購入品の別、製造委託・購入の場合のメーカー名、適合する制度名及び同指定認定機関名の確認	
A. 各制度認定機材		
・噴射ヘッド	認定制度	仕
	認定証	
	日本消防設備安全センター	
・貯蔵容器	認定制度	仕
	認定証	
	日本消防設備安全センター	
・起動用ガス容器	認定制度	仕
	認定証	
	日本消防設備安全センター	
・選択弁	認定制度	仕
	認定証	
	日本消防設備安全センター	
・手動起動装置	性能評定制度	仕
	性能評定書	
	日本消防設備安全センター	
・音響警報装置	認定制度	仕
	認定証	
	日本消防設備安全センター	
・制御盤	認定制度	仕
	認定証	
	日本消防設備安全センター	
・非常電源装置	認定制度	仕
	認定証書	
	蓄電池設備認定委員会	
	上記各制度の合格を証明する資料を確認	
B. その他機材	下記装置の構造、材質等を記載した資料を確認	
・消火剤	ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン(FK-5-1-12)	仕
	(ハロン1301・1211・2402、HFC23・227eaは不可)	
・貯蔵容器		
構造	高圧ガス保安法に基く検査合格証を確認	仕
充填比	充填比0.7以上1.6以下充填圧力4.2MPa(温度20度)	仕
・容器弁開放装置 (貯蔵容器用)	ガス圧式又は電気式の容器弁開放装置	仕
・起動用ガス容器		仕
起動用ガス	二酸化炭素または窒素	仕
構造	高圧ガス保安法に基く検査合格証を確認	仕
充填量	内容積1L以上/充填量0.6kg以上/充填比1.5以上(二酸化炭素を使用する場合)	仕

【品質性能概要書】〈評価基準〉 2/2

項 目	評 価 基 準	事由
・容器弁開放装置(起動用ガス容器用)	電気式容器弁開放方式	仕
・安全装置又は破壊板	「不活性ガス消火設備等の容器弁安全装置及び破壊板の基準」	仕
方式	平成13年消防庁告示第14号による	仕
作動圧力	貯蔵容器等最高圧力の1.1倍以上1.5倍以下	仕
・放出表示灯		仕
構造	鋼板、ステンレス鋼板製又は難燃性合成樹脂の箱/合成樹脂の表示板	仕
表示仕様	白地又は暗紫色/赤文字の点灯又は点滅	仕
・貯蔵容器取付枠		仕
構造	形鋼製(組立式)	仕
評 価		
備 考		
(評価経過)		

評価基準の事由

仕：標準仕様書又は改修標準仕様書の規定による